

## 国選弁護報酬及び費用についての基本的な説明

2019年10月版

本部国選弁護課

本文書は、国選弁護報酬及び費用についての基本的な考え方を説明したものです。新規登録研修などの機会に説明をするにあたっては、この文書又はこれを参考に作成した文書を配布するなどしてご活用いただきますようお願いいたします。

本文書には、問合せの多い点について、算定基準の基本的な考え方を取りまとめてありますので、併せてご参照ください。

### 《目次》

- 1 はじめに
- 2 報酬の請求手続（図表 事件の終了から報酬等の支払までの流れ）
- 3 報酬算定の基本的な枠組み
- 4 報酬算定の限界
- 5 特に注意していただきたい点
- 6 よくある質問と回答
  - (1) 実費の支払
  - (2) 起訴後の接見
  - (3) 裁判員裁判等の休廷時間
  - (4) 示談等を理由とする特別成果加算
  - (5) 判決内容等を理由とする特別成果加算
  - (6) 交通費
  - (7) 通訳人費用
  - (8) 報告書の提出期限の徒過
  - (9) 報告書の補正
  - (10) 勾留延長決定に対する準抗告と特別成果加算
  - (11) 謄写記録の送料（訴訟準備費用）
  - (12) 不服申立てを契機とする不利益変更

## 1 はじめに

法テラスで国選弁護報酬及び費用（以下「報酬等」といいます。）の算定を行うにあたっては、**法務省や日弁連といった関係機関との協議の結果、弁護活動の独立性の確保という観点から、法テラスの裁量的判断を極力排除し、客観的指標をもとに類型的・画一的に算定**することとされています。

他方で、熱意のある弁護活動を適正に評価して報酬等に反映させるという要請もあることから、上記客観的指標は緻密かつ複雑なものとなっています。

そこで、本文書では、契約弁護士において算定基準を正しく理解して報酬等を請求していただくために、算定基準のうち問合せの多い点について解説をしております。

## 2 報酬の請求手続

### (1) 報告書の提出期限（報酬等の請求期限）

**約款に定められた日から 14 営業日以内**

具体的には、

- ① **被疑者国選弁護事件**では、**起訴**、（処分保留釈放を含む）**釈放**、**家裁送致**又は国選弁護人の**解任**がされた日
  - ② **被告人国選弁護事件**では、**判決**、**公訴棄却**決定又は国選弁護人の**解任**がされた日
- です。

それぞれについて注意すべき点は次のとおりです。

#### ①（被疑者国選弁護事件）

**処分保留釈放の場合でも、その釈放の日**です。最終処分が決まった日ではありません。

また、被疑者が起訴されたが、起訴前の被疑者国選弁護人選任の効力が維持され、改めて被告人国選弁護人の選任手続がされない場合でも、起訴の日です。

#### ②（被告人国選弁護事件）

**上訴期間満了時ではありません**（上訴期間中に国選弁護人として行った活動について、報酬等を請求する場合であっても、報告書提出期限までに報告書を提出してください。）。

### **被疑者・第一審・控訴審・上告審の各段階で報告書提出**

上記のとおり、被疑者国選弁護人が、起訴により、当然に第一審の被告人国選弁護人として活動を継続する場合であっても、被疑者国選弁護事件が起訴によって終了している以上、起訴日から 14 営業日以内に報告書を提出してください。

い。

なお、期限内に報告書が提出されなかった場合については、後記6「よくある質問と回答」の(8)「報告書の提出期限の徒過」をご参照ください。

## **(2) 報告書の内容**

### **報告書で請求された費目に限り報酬等を算定**

法テラスでは、報酬等の対象となる弁護活動の有無を調査するといったことはしておらず、**報告書の内容に従い、請求があった費目に限って報酬等を算定**しています(請求主義)。

これは、①職能専門家である契約弁護士に対する報酬等は、裁判所や法テラスなどの認定に従って恩恵的に与えられるべきではなく、契約弁護士の自主的な申告に従って算定されるべきという理念的な理由のほか、②實際上、法テラスは、契約弁護士からの申告がないと、報酬等の対象となる弁護活動の有無自体を把握できないという事情によるものです。

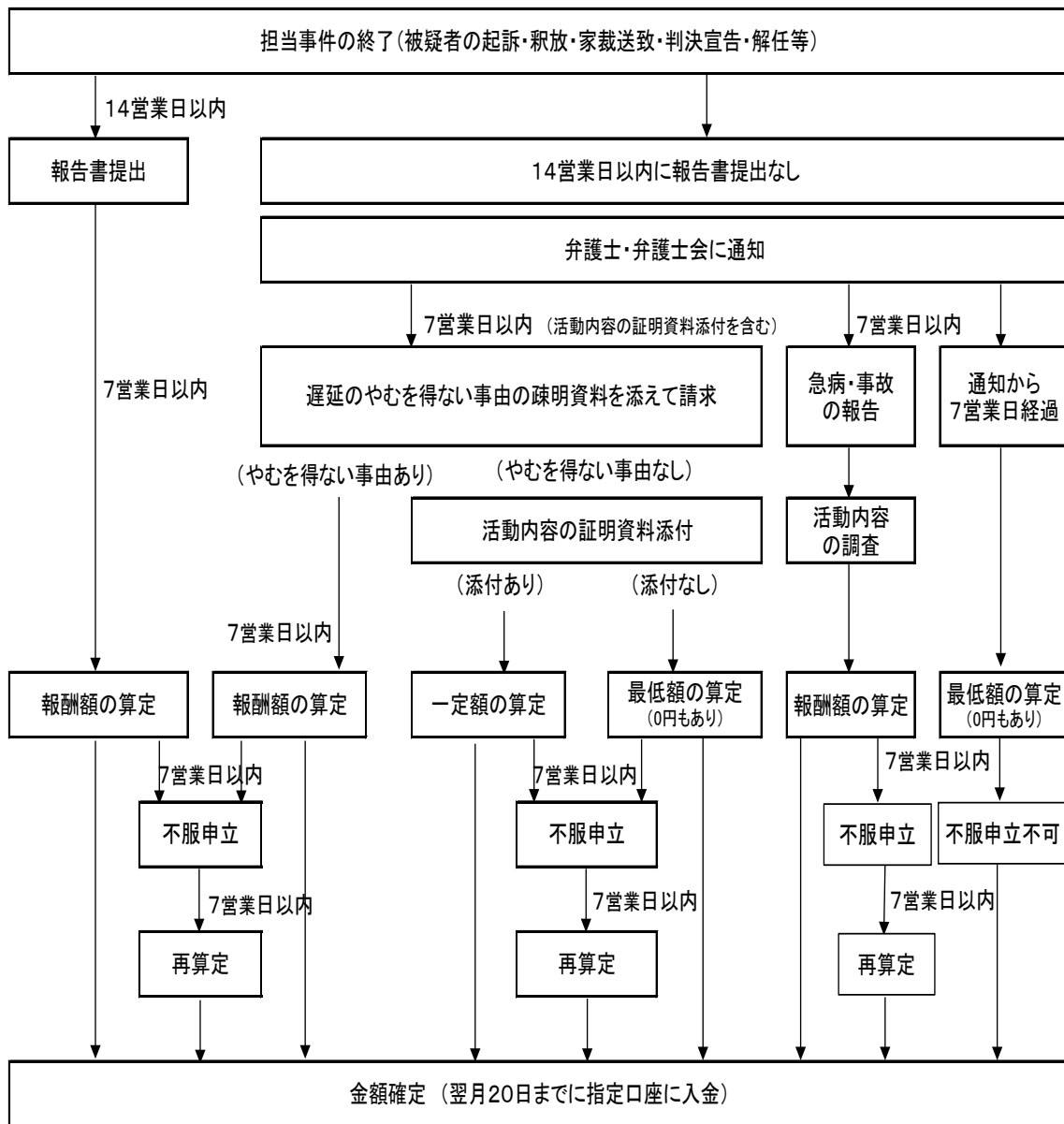
### **提出期限経過後の報告書の補正はできません**

このため、報告書の記載を誤り、特定の項目の請求を漏らしていたとしても、報告書提出期限の経過後は、新たな項目の請求をすることが出来ません。

**報告書には、必ず、必要事項をすべて記載してください。**

なお、試作段階ではありますが、一部の報告書については、PDFファイルに直接入力できる書式を用意しておりますので、法テラスホームページからダウンロードするなどして、ご活用ください。

◆図表◆ 事件の終了から報酬等の支払までの流れ



(通知等の到達に関する特則)

契約約款本則第3条第2項 一般国選弁護士人契約弁護士が、この約款の規定によりセンターに対して行う報告又は不服の申立てを、ファクシミリ装置を用いて送信する方法により行ったときは、その送信日に当該報告又は当該不服の申立てがされたものとみなす。ただし、送信日が、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日又は12月29日から12月31日までの日に当たるときは、当該報告又は当該不服の申立ては、その翌日に到達したものとみなす。

(期間の算定に関する事項)

第18条 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日は、この章(第5章 報酬及び費用の算定の基準及び支払いに関する事項)の期間に算入しない。

### 3 報酬算定の基本的な枠組み

#### (1) 概要

##### 労力に応じた報酬・特別な成果に対する加算報酬・費用

法テラスにおける報酬等の基本的な枠組みは、①報酬と費用を分けたうえで、②報酬は、固定額ではなく労力に応じた報酬額を基本とするが（労力基準）、一定の顕著な成果をあげた場合に限り加算を行う（成果基準）というものです。また、③算定に対する不服申立制度も導入されています。

##### 客観的指標に基づく類型的・画一的な算定

上記のとおり、法テラスでは、裁量的判断を極力排除し、客観的指標をもとに類型的・画一的に算定をする必要があるため、常に、客観的指標から外れる弁護活動が生じるところです。しかし、法テラスが、裁量に基づき算定基準を柔軟に解釈したり、弁護活動を実質的に評価したりすることは許されておりません。

#### (2) 労力基準の基本的な指標（基礎報酬等の通常報酬）

##### 被疑者国選弁護事件・「接見回数」

##### 被告人国選弁護事件・「期日への出頭回数、立会時間」

法テラスが採用している労力基準についての基本的な指標は、被疑者国選弁護事件では「接見回数」、被告人国選弁護事件では「期日への出頭回数、立会時間」です。

これらの指標は、指標の対象とされた弁護活動（接見や期日への出席など）のみならず、その背後に存在する様々な活動（示談交渉、証拠収集、調査活動など）をも包括的に評価し、弁護活動全体に必要とされる基本的な作業量（労力）を抽出することを目的として設定されているものです。接見や期日への出席などのために拘束された時間に対する労賃（日当）を支給するものではありません。

被告人国選弁護事件では、「公判期日への出頭回数と立会時間」を指標とする労力評価の中に接見に対する評価も含まれていると考えられたことから、被告人との接見は指標として採用されていません。

また、被疑者国選弁護事件において同一の日に複数回接見した場合、弁護活動全体に必要とされる基本的な作業量（労力）を抽出するという目的からみると、複数回指標を充たしたとどういうほどの実態にあるとまではいえないことから、この場合の「接見回数」は1回として算定することとしています（算定基準第12条第3項）。

### **(3) 成果基準（特別成果加算報酬）**

#### **予め定められた客観的指標（活動要件・結果要件）に基づき 加算の可否や加算額を決定**

成果基準（特別成果加算報酬）は、弁護活動の結果、身柄解放、示談や無罪判決などの顕著な成果を上げたときに、通常の報酬とは別に、成果の大きさに見合った特別加算報酬を支給するものです。

このように、成果基準は成功報酬であるため、弁護活動（例えば、示談交渉等）にいくら労力を要したとしても、現実には所定の成果が上がらなければ算定することはできません。所定の成果が上がったものの、成果に向けた弁護活動を伴わない場合も同じです。

弁護活動の結果、結果要件を満たさない成果（損害の50%未満の賠償など）が上がることも考えられますが、上記のとおり、法テラスでは裁量的判断が許されないことから、このような成果に対して特別成果加算報酬を算定することはできません。このような成果獲得に向けた弁護活動に相応の労力を要することも考えられますが、この点は弁護活動全体の基本的な作業量に含まれるもので、基礎報酬等の通常報酬（労力基準に基づく報酬）の中で評価されていると整理しています。

### **(4) 費用償還**

#### **所定の支出に限り、報酬とは別枠で費用償還**

通常の経費の枠内に収まらないものとされた所定の支出（例えば、遠距離の交通費、記録謄写料、通訳人費用等）に限り、基礎報酬とは別枠で、支給範囲と上限を定めて費用償還することとされています。他方で、上記支出に含まれていない通信費や近距離の交通費など弁護活動に伴い通常支出される経費は「基礎報酬」で賄うものと整理されています。

なお、当事者鑑定（私的鑑定）の費用を国費で負担するとなると、裁判所による鑑定以外に鑑定を行う必要性の判定をどう行うかなどの問題があり、基礎報酬等の通常報酬とは別に支給対象とすることはしておりません。

## **4 報酬算定の限界**

### **(1) 国選弁護人選任の効力との関係**

#### **国選弁護人として行った活動に限られる**

約款により支給される報酬等は国選弁護人に対するものであるため、報酬等の算定対象も「国選弁護人として行った活動」に限定されます。

## 事件単位

国選弁護人が事件単位で選任される以上、国選弁護人の選任対象となっていない事件（いわゆる余罪）について弁護活動を行ったとしても、「国選弁護人として行った活動」とみることとはできず、報酬等を算定することはできません。

先行事件について処分保留により被疑者が釈放されると同時に、別件で再逮捕され、その後の勾留が予想されるとして接見等をした場合であっても、先行事件は既に終了しており、別件では国選弁護人に選任されていないというほかありませんから、やはり報酬等を算定することはできません。

## 始期・法テラスからの指名打診承諾時

### 終期・被疑者や第一審などの各手続段階における弁護人選任の効力終了時

#### ① 始期について

法テラスでは、被疑者国選について可能な限り速やかな接見を求めている関係で、契約弁護士が、法テラスからの指名打診を承諾した時点以後の活動については、現実に国選弁護人に選任されることを条件として、「国選弁護人として行った活動」と扱っています。

これは、国選弁護人は裁判官等の選任命令により選任されますが、弁護士の承諾により、弁護士と法テラスの間では個別事件の存在を前提とした契約が成立したといえると考えられたことによるものです。

上記取扱いの注意点は、次のとおりです。

(a) 結果的に国選弁護人に選任されなかった場合には報酬等を算定する余地はありません。

弁護士が、法テラスからの指名打診に対して承諾し、上記取扱いに従って接見等を行ったにもかかわらず、第三者が私選弁護人を選任するなどしたため、裁判官等が国選弁護人を選任しないことがあります。

この場合、「国選弁護人として行った活動」とみる余地がありませんので、上記接見等の活動について報酬等を算定することはどうしても出来ません。

(b) 先行事件等を理由とする要望書が提出された場合に、指名打診に対する承諾を不要とする制度（自動承諾）が導入されている地域においては、さらに始期が早まることがあります。

自動承諾の制度はその有無も含めて各地で若干違いがあるため、詳細は各地で確認していただく必要がありますが、例えば、要望書を提出した弁護士に連絡をすることなく承諾があったものと扱う場合には、裁判所から指名通知依頼がされた時点を開始と扱うこととなります。

もともと、勾留前援助は私選弁護であるため、勾留前援助から勾留後の被疑者国選弁護人に切り替える場合には、要望書のほかに私選弁護人としての辞任届の提出が必要となります。切替の具体的手続についても、詳細

は各地でご確認ください。

- (c) 被疑者国選弁護事件では「被疑者弁護期間」に応じた基礎報酬の対象となる基準接見回数が定まるなど「被疑者弁護期間」が重要な役割を果たしますが、この「被疑者弁護期間」の初日は、初回の接見等が行われた日であり、指名打診に対する承諾をした日ではありません（算定基準第12条第1項）。

したがって、指名打診に対する承諾をしたものの、その数日後にはじめて接見をした場合は、その接見の日が被疑者弁護期間の初日になります。この点は、勾留前援助制度により逮捕段階で弁護人として活動していたとしても取り扱いが変わることはありませんので、ご注意ください。

## ② 終期について

国選弁護人選任の効力終了時です。被疑者国選弁護事件であれば、起訴又は（処分保留釈放を含む）釈放であり、被告人国選弁護事件であれば、上訴期間の満了又は上訴によって移審の効果が生じたときになります。

終期についての注意点は次のとおりです。

- (a) 報告書提出期間の始期と異なる場合があります。

例えば、被告人国選弁護事件について判決が宣告された場合には、その日から報告書を提出することができますが、弁護人選任の効力は上訴期間の満了又は移審まで続いており、それまでの間に行われた弁護活動に対しては報酬等を算定することができます。

なお、報告書の提出後に報酬等の算定対象となる弁護活動を行った場合には、報告書提出期間内であれば報告書の追完ができます。

- (b) 起訴前の被疑者国選弁護人選任の効力が維持され、起訴後、改めて被告人国選弁護人の選任手続がされない場合でも、起訴により被疑者国選弁護事件は終了します。

したがって、弁護人が起訴されたことを知らなかったとしても、起訴後の接見等について被疑者国選弁護事件の報酬等を算定することはできません。

- (c) 控訴事件、上告事件では、上訴の取下げにより国選弁護人の選任の効力が失われますので、国選弁護人が被告人による上訴の取下げを知らずにした活動について報酬を算定することはできません。

ただし、費用に限っては、上訴の取下げを知らなかったことについてやむを得ない事由があり、取下げを知らずにした活動を原因とするものについて算定することができます。

- (d) 活動要件と結果要件の双方を満たす必要がある項目（示談等加算や身柄釈放加算など）については、国選弁護人自身が双方の要件を満たす必要が



あります。

したがって、国選弁護人が示談等に向けた活動を行ったものの（活動要件）、示談等が成立する前に解任され、後任の私選弁護人が示談等を成立させるなどの成果（結果要件）を上げた場合には、示談等加算を算定することはできません。

もっとも、被疑者国選弁護事件の示談等加算については、期間が限られていることから、国選弁護人として示談等に向けた交渉等を行ってれば、釈放等によって事件が終了してから、報告書提出期限までの間に、示談等の成果を証する書面を検察官に提出した場合であっても、示談等加算を算定することができます。具体的には、被害弁償を条件に検察官が処分保留釈放をし、その後、弁護人が示談等を終え、報告書提出期間内に、示談等を証する書面を検察官に提出したといった場合があげられます。

## **(2) 算定基準の厳格性**

以上のとおり、法テラスでは算定基準を厳格に運用することが求められており、いかに支給の必要性の高い費目であっても、類推解釈によって報酬等を算定することはできず、算定基準に明記されていない報酬等を算定することはできません。

その背景を整理すると、次のとおりとなります。

### **① 弁護活動の独立性保障**

法テラスは、弁護活動の自主・独立性を損なわないように配慮する必要があるとされています（総合法律支援法第 33 条、第 12 条）。

そのため、報酬等の算定にあたっては、法テラスが、弁護活動の内容について、その困難さや成果の大きさを実質的に評価し、報酬等に反映させるべきではなく、類型的・画一的に評価する必要があります。

### **② 財政規律維持**

国選弁護人に支給する報酬等は、全て国費（税金）によって賄われる性質のもので、憲法等に基づく国民の権利を保障するための義務的経費ですから、国は予算不足を理由に支給を拒むことはできません。

そこで、財政規律を維持する観点から、算定基準は、法務大臣と財務大臣の協議（法第 36 条、第 49 条）を経て定めることとされており、この点からも、類型的・画一的に報酬等を算定する必要があります。

## **5 特に注意していただきたい点**

### **(1) 交通費の按分**

#### **経路・按分を要する他の事件の報告**

遠距離接見等をした場合などの交通費について、経路の報告が不十分であったり、按分を要する他の事件の報告が漏れたりしていることが頻発しております。

特に、遠距離接見等交通費等の算定対象となる遠距離移動について、他の事件の遠距離移動を兼ねるような場合には費用の按分が必要とされているため、按分漏れなどが生じると、事後的に返金等をお願いせざるを得なくなったり、事務処理が停滞するなどといったご負担をおかけすることが避けられません。

短い期間での報告をお願いしておきながら恐縮ですが、**正確な経路の報告**に努めていただくとともに、**按分を要する他の事件の報告を漏らさない**ようご注意ください。

## **(2) 接見資料等**

### **複数選任であっても、弁護士1名あたり1枚の接見資料等が必要**

被疑者国選弁護事件では、接見の疎明資料として、留置施設等から交付を受ける接見資料用紙に必要事項を記載したもの（接見資料）の提出をお願いしております。

この点、複数の弁護士が同一の機会に被疑者と接見をした場合でも弁護士1名あたり1枚の接見資料が必要であることから、**留置施設等で接見した弁護士の人数と同じ枚数の接見資料用紙を受領する必要**がありますので、ご注意ください。

## **(3) 複数人の費用をまとめて支払った場合の請求について**

### **費用についても、契約弁護士ごとに請求**

**複数選任の事件について、複数名の弁護士が費用支給の対象となる行為を同時に行う場合**（例えば、複数名の弁護士が出張に伴い宿泊をする場合等）に、實際上、1名の弁護士が全員分を一括して支払い、後日、弁護士間で精算をすることもあると思われま。

この場合、法テラスに対しては、支払いをした弁護士のみが費用の請求をするのではなく、**費用支給の対象となる行為をした弁護士がそれぞれ費用の請求をする必要があります。**

## 6 よくある質問と回答

### (1) 実費の支払

#### <質問>

電車代などの近距離の交通費や、郵券代・電話代などの通信費、200枚以下の記録謄写費用その他弁護活動にかかる経費は、全て国選弁護費用から支給されますか。算定基準が準拠している民訴費用法でも近距離交通費は支給されているようです。

#### <回答>

ご質問の近距離交通費・通信費・200枚以下の記録謄写費用等の弁護活動に伴って通常支出される経費については、基礎報酬に織り込まれており、個別の請求を待つことなく基礎報酬として支給されるものと整理されております。したがって、個別の費用償還の対象とはされていません。

#### <説明>

これは、①基礎報酬等の通常報酬によって弁護活動全体の基礎的な労力を算出するとしていることから、近距離交通費・通信費・200枚以下の記録謄写費用等については、一定の例外を除き、通常必要となる基礎的な労力の一部に含まれていると整理せざるを得ないこと、②個別に費用償還の対象とすると、逐一領収書等の疎明資料が必要になり極めて煩雑であることのほか、③特に、記録謄写費用については、基礎報酬を減額して200枚以下の記録謄写費用を支給する方策も検討されましたが反対意見があったため見送られ、実際に謄写するか否かは弁護人の裁量によることと整理されたことによるものです。

### (2) 起訴後の接見

#### <質問>

被告人国選弁護事件では、被告人との接見も重要な弁護活動ですが、その労力は報酬に反映されていますか。

#### <回答>

被告人国選弁護事件では、被告人と接見しても報酬は増額されません。被告人国選弁護事件における被告人との接見は基礎報酬等の通常報酬で包括的に評価しています。

#### <説明>

被告人国選弁護事件では、弁護活動全体の基礎的な労力を算出するための指標として、公判期日の出頭回数・立会時間が採用されています。

被告人との接見等については、上記指標の背後の活動として、基礎報酬等の

通常報酬において包括的に評価することと整理されています。

したがって、例えば、**被疑者国選弁護人が、被疑者が起訴されたことを知らないまま、被告人と接見した場合であっても、起訴によって被告人国選弁護事件となっている以上は、その接見に対して報酬等を算定することはできません。**

### **(3) 裁判員裁判等の休廷時間**

<質問>

休廷時間は、評議等が済み次第直ちに審理を再開する場合が大半で、実質的に審理のために活動を拘束されています。公判立会時間は休廷時間も含めて算定するではありませんか。

<回答>

裁判所が弁護人に対して明示的に在廷を命じた場合や評議等が済み次第審理を再開することが予定されている場合などを除き、原則として、休廷時間を公判立会時間に含めて算定することはできません。

<説明>

「立会時間」からは「昼の休廷時間その他在廷の必要のない休廷時間」が除かれています。

他方、「裁判員裁判事件において、評議の間、国選弁護人が在廷を命じられて在廷し、その時間が1時間30分未満であった場合」については、「立会時間」に含まれています（契約約款本則別表A4・番号1（13））。

これは、公判期日に出頭するのに要した労力ではなく、弁護活動全体の基礎的な労力を積算するためには、現に裁判所で訴訟活動を行っていた時間を指標として設定すべきであると整理されたことによるものです。

### **(4) 示談等を理由とする特別成果加算**

<質問>

被害者をA氏とする窃盗被告事件で、被告人は、被害品を第三者（リサイクルショップなど）に売却しましたが、逮捕後、被害品はA氏に還付されました。第三者と示談をしましたが、特別成果加算（示談等）はされますか。

<回答>

第三者との合意（示談）の内容次第ですが、「すべての損害の50%相当額以上についての損害賠償をした場合」（算定基準第30条・同別表G3・番号2）又は「すべての損害について、実質的に損害賠償をした場合」（同番号3）に当たる場合には、それぞれに応じた特別成果加算がされる余地があります。他方、

「和解契約を成立させた場合」（同番号4）として特別成果加算をすることはできません。

<説明>

① 特別成果加算（示談等）の基本的な考え方

特別成果加算（示談等）は、労力の評価を目的とする通常報酬とは異なり、契約弁護士が一定の基準以上の特別な成果を上げた場合に算定される成功報酬です。

したがって、いかに労力を要したとしても基準以上の成果が得られない場合には特別成果加算（示談等）を算定することはできません。また、算定基準は弁護人として行った活動を評価しようとするものですから、契約弁護士（弁護人）の関与なく基準以上の成果が得られた場合にも算定できません。

このほかにも、被告人国選弁護事件では、成果を証する書面が選任に係る被告事件の公判で証拠として取り調べられたことが（算定基準第30条第4項など）、被疑者国選弁護事件では、上記書面が検察官に提出されたことが（同条第1項）必要です。

② 被害者の数

算定基準において「被害者」とされている者が複数名の場合、その全員について、同一の基準以上の成果が得られたときは、被害者の人数に応じた特別成果加算（示談等）が算定されることとなります（例えば、被告人国選弁護事件の「判決に摘示された被害者」が3名で、その全員について「和解契約を成立させた場合」、特別成果加算（示談等）の報酬額は4万2000円です。）。

また、上記の場合で、被害者の一部について、同一の基準以上の成果が得られたときは、被害者全員の人数に対応する報酬額をその人数で除算し、さらに、成果が得られた被害者の人数で乗算して報酬額を算定します（上記の例で、「和解契約を成立させた」のが3名中1名であれば、 $42,000 \div 3 \times 1 = 14,000$  となり、報酬額は1万4000円となります。）。

「被害者」の人数が増えるに従って、「被害者」一人当たりの報酬額が減少することになりますが、成果が判決に及ぼす影響という観点からみると、「被害者」3名中1名と示談等が成立した場合（すなわち1/3）よりも、「被害者」1名の事件について示談等が成立した場合（すなわち1/1）のほうが、影響の程度が大きいと整理しています。

③ 「被害者」

このように特別成果加算（示談等）の算定をするにあたっては、「被害者」の範囲（あるいは数）が重要です。

社会的な実態として、直接・間接を問わず、多数の者が、犯罪により何ら

かの被害を受けることが考えられますが、「被害者」の数が過度に多数となることを防ぎつつ、成果が判決に及ぼした影響を適切に推し量る必要があることのほか、法律上の被害者概念とのバランスなども考慮して、「被害者」とは「直接の被害者」（刑訴法第 230 条）、すなわち、問題となる犯罪の被侵害法益の主体に限るものと整理しています。

例えば、窃盗であれば被害品の所有者及び占有者が、占有離脱物横領であれば被害品の所有者が、住居侵入であれば居住者が、器物損壊であれば被害品の所有者のほか占有者等が、それぞれ「被害者」＝「直接の被害者」に当たります。

また、例えば、公務執行妨害において暴行等の対象となった公務員、迷惑防止条例違反（いわゆる痴漢）において痴漢行為の対象となった者のように、社会的法益等を保護法益とする犯罪において、犯罪とされる行為の客体として特定の個人が存在することが予定され、その個人の法益の侵害が想定されていると思われるものについては、その個人（構成要件的攻撃が加えられている者）が「被害者」＝「直接の被害者」に当たります。

しかし、放火における近隣住民、公然わいせつにおけるわいせつ行為の目撃者、貸金業法違反（無登録営業罪）における借受人などについては、行為の客体として存在することが予定されていない、あるいは、法益侵害が想定されていないと考えられますので、「被害者」＝「直接の被害者」には当たりません。

#### ④ 「被害者」の意向に沿った損害賠償

「被害者」の範囲は③のとおりですが、何らかの事情により、「被害者」が損害賠償の受け取り先として第三者を指定するといったことがあります。そして、損害賠償（金銭の給付）の性質上、このような場合については、「被害者」が損害賠償を受け取ったものと同視することができると考えられます。

このため、特別成果加算（示談等）を算定するに当たっては、「被害者」が自らへの金銭の支払いを拒むなどして、第三者への支払いを認める旨の意向を示していれば、第三者への支払いをもって「被害者」に対する支払いと同視し、「損害賠償」についての加算報酬を算定することができるものとしています。

#### ⑤ 被害品還付（質問）について

これまで述べてきたところに照らしますと、「被害者」はA氏になります。

そして、A氏は全ての被害品の還付を受けておりますが、このような場合でも、A氏との間で和解の余地がないとはいえ、第三者との和解について特別成果加算（示談等）を算定することはできません（A氏の意向を受けてリサイクルショップに賠償金の支払いをした場合については、支払われた賠

償金が「すべての損害について、実質的に損害賠償」に当たれば2万円の、「すべての損害の50%相当額以上」に当たれば1万円の、特別成果加算（示談等）が算定されることとなります。）。

#### **(5) 判決内容等を理由とする特別成果加算**

##### ＜質問1＞

公判前整理手続を経て、検察官が有罪判決を得るのが著しく困難であるとして公訴を取消し、これを受けて、裁判所が公訴棄却の決定をしました。無罪判決と同視して無罪による特別成果加算はされますか。

##### ＜質問2＞

住居侵入と窃盗などの科刑上一罪（牽連犯）の一部（例えば窃盗）について、判決理由中で無罪であることが示されたものの、判決主文では無罪の言渡しはされませんでした。無罪判決と同視して、一部無罪による特別成果加算はされますか。

##### ＜質問3＞

判決では、起訴時の公訴事実よりも縮小された事実が認定されました。特別成果加算（無罪等）はされますか。

##### ＜質問4＞

判決では、酌量減軽が認められ、求刑を大幅に下回る刑が言い渡されました。特別成果加算（無罪等）はされますか。

##### ＜回答＞

質問1及び2について、（一部）無罪を理由とする特別成果加算を算定することはできません。

質問3については、算定基準の定める縮小認定の類型に該当する場合には、特別成果加算を算定することができます。

質問4について特別成果加算（無罪等）を算定することはできません。

##### ＜説明＞

判決内容がどのようなものであれ、算定基準に定められた成果（「判決主文において公訴事実の全部（又は一部）について無罪が言い渡されたとき」など。算定基準別表G2）が得られていない場合に、法テラスが特別成果加算（無罪等）を算定することはできません。既に述べたとおり、法テラスが算定基準の定めを離れて独自に弁護活動の内容を評価できないことなどによるものです。

① 検察官の公訴取消し、公訴棄却決定（質問1）

算定基準では、公訴棄却決定・公訴棄却判決などを、特別成果加算（無罪等）の対象としていません。したがって、特別成果加算（無罪等）をすることはできません。

例えば、公判前整理手続における弁護人の主張を踏まえて検察官が補充調査を実施したところ、有罪判決の見込みがないとして公訴を取り消し、これを受けて、裁判所が公訴棄却決定をした場合などについて、弁護活動の成果とみることができる場合もあり得ます。

しかし、公訴棄却決定などに至る理由や経緯については様々なものがあり得、弁護活動の成果とみることができないものも含まれていると考えられます。このため、法テラスに提出される限られた資料から、弁護活動の成果とみることができるものとそうでないものを、裁量に基づくことなく、類型的・画一的に判別することができる指標を設定することが困難であると考えられたことなどから、特別成果加算（無罪等）の対象とはされませんでした。

② 科刑上一罪の一部（質問2）

算定基準では、判決主文で無罪の言渡しがされず、理由中で無罪であることが示された場合について、（一部）無罪を理由とする特別成果加算の対象とはしていません。

科刑上一罪を構成する一部の事実を認定することができない場合、裁判所は、判決理由中で無罪であることを示すことはあっても、主文で無罪の言渡しをすることはありませんので、この場合に一部無罪を理由とする特別成果加算をすることはできず、縮小認定による特別成果加算の可否が問題となることになります。

算定基準が、判決主文における無罪の言渡しに限定しているのは、個々の事実の存否ではなく、1個の刑罰権の存否に着目していることによると考えられますので、科刑上一罪の場合にも、これを構成する個々の事実ごとではなく、科刑上一罪全体を一つの事実とみて特別成果加算（無罪等）の可否を判定することになります。

③ 縮小認定（質問3）

算定基準では、特別成果加算の対象となる縮小認定として、「法定刑に死刑がある罪に係る公訴事実に対して、判決で法定刑に死刑がない罪に係る犯罪事実が認定されたとき」「法定刑に死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮の定めがある公訴事実に対して、判決で、それ以外の罪に係る犯罪事実が認定されたとき」の二つの類型のみが挙げられているため（算定基準別表G 2 番号3、4）、これに当たらない縮小認定について特別成果加算を算定することはできません。



この二つの類型以外に、法テラスが、限られた資料から、裁量によることなく典型的・画一的に特別な成果を識別できる客観的指標を設定することが困難と考えられたためです。

#### ④ 酌量減軽（質問4）

算定基準では、「判決で、刑の減軽又は免除の理由となる事実を認定し、かつ、刑の免除又は法令の適用において刑の減軽がされたとき」を特別成果加算の対象としていますが、酌量減軽の場合、判決で刑の減免の理由となる事実を認定することはされていないため、特別成果加算はできません。

刑の減免を理由とする特別成果加算は、必要的減免事由（心神耗弱など）が認定されるか、任意的減免事由（過剰防衛、自首など）が認定された上で、刑が免除され、又は、判決理由中の「法令の適用」の項で刑が減軽された旨が示されている必要があります。

#### ⑤ なお、これら特別成果加算（無罪等）について、活動要件も満たす必要があることはすでに述べたとおりです。

### (6) 交通費

#### <質問>

バスを長時間待つことができなかつたため目的地までタクシーで移動しました。弁護士にとって通常の移動方法であるとして実費（タクシー代）は支給されますか。

仮に、実費（タクシー代）が支給されない場合、その代わりとして、公共交通機関を利用した場合の費用（バス代）は支給されますか。

#### <回答>

タクシーによる移動が「通常の経路及び方法」に当たり、定額方式で算定した額を超える場合には実費で算定されますが、そうでない場合には定額方式で算定されます。

ただし、タクシーによる移動が「通常の経路及び方法」に当たるというためには、徒歩による移動が困難な事情や公共交通機関の有無、公共交通機関が存在する場合は、その本数も考慮する必要があり、タクシー代を実費として算定することができる場合は多くありません。

#### <説明>

##### ① 基本的な考え方

算定基準では、近距離の交通費については基礎報酬で賄うことを前提に、遠距離の交通費に限って費用償還の対象としています。

その算定方式は、民事訴訟費用等に関する法律に準拠して定められており、具体的には、

- (A) 最寄簡裁から目的地までの直線距離を基準にした定額方式を原則とした上、
  - (B) その特則として、
    - (a) 現実の移動が「通常の経路及び方法」によるもので、
    - (b) 現に支払った交通費の額が定額方式で計算した額を超える場合に限り、実額方式を採用
- することとしています。

実額方式は、現実の移動のみを対象とするため、例えば、バスを待てないとしてタクシーで移動した場合、実額方式の可否が問題となるのはタクシー代のみであり、これが支給されないからといって、実際に利用しなかったバス代について実額方式を検討する余地はありません。

## ② 「通常の経路及び方法」

「通常の経路及び方法」については、国選弁護人に支給される費用も国費で賄われるもので、他の法律と大幅に異なる取扱いが認められなかったため、民訴費用法に準拠して「一般人が通常利用するもの」といえるか否かが基準となっています。

弁護士が基準となっていないため、タクシー代や新幹線グリーン料金は、支給されないことが多くなります。

特急料金については、片道100km未満であっても、「通常の経路及び方法」であれば支給対象となります（なお、国家公務員旅費法では、特例区間を除いては、特急の有効区間が片道100km以上の場合に限り特急料金が支給されることとなっています。）。

自家用車による移動の場合のガソリン代については、高速道路を利用することが「通常の経路及び方法」に当たる場合には実費として支給されることが多くなりますが、一般道路については、定額算定の方がガソリン代を上回り、定額算定によることが多くなるようです。

## ③ 疎明資料

交通費の実費を請求する場合、「現に支払った交通費の額を疎明する資料」を添付する必要があります（契約約款本則別表B・番号13(1)）。

もっとも、領収書の取得が困難な普通列車や路線バス（市内バス）については、移動の経路及び方法と現に支払った交通費の額を具体的に記載することで足りると取り扱っています。

## ④ なお、既に述べたとおり、1回の移動が複数の事件の移動を兼ねるなどの按分が必要となる場合、その旨の報告が必要となりますが（例えば、契約約

款本則別表A 1・番号3(2))、これを失念する例が頻発しております。

按分を漏らすことによって少額の減額が発生し、事後的にその返金をお願いするなど、ご負担をおかけすることもありますので、くれぐれもご注意ください。

## **(7) 通訳人費用**

### **<質問>**

被疑者が外国人であったため、通訳人に依頼して、接見の際の通訳をしてもらいました。通訳人に支払った費用は算定されますか。

### **<回答>**

法テラスが定める基準（法テラスホームページ掲載の「法テラスの通訳料基準（ご案内）」）の範囲内の費目・支給単価であれば費用償還の対象となりますが、その範囲外のものについては、当然に費用償還の対象となるものではありません。

### **<説明>**

契約弁護士は、法テラスが定める通訳料についての基準に従って通訳を依頼することが求められています（契約約款本則第17条第1項、第2項）。

そして、法テラスでは、上記ご案内のとおり、通訳料の基準を定めていますので、契約弁護士が、通訳人に対し、基準に定めのない費目を支払ったり、基準を超える支給単価に基づいて支払ったりしたとしても、当然には費用償還の対象とはなりません。

通訳料の基準の詳細については、上記ご案内をご参照ください。なお、若干の注意点としては、次のとおりです。

#### **① 費目**

「通訳料」、「待機手当」、「交通費」、「遠距離移動手当」、「振込・書留手数料」に限られます。

#### **② 「通訳料」**

「通訳時間」に応じて算定されます。「通訳時間」とは、実際に通訳を行った時間をいい、待機時間は含まれません。

#### **③ 「待機手当」**

「待機時間」に応じて算定されます。「待機時間」とは、通訳人が、通訳を予定している場所に到着した時刻から、実際に通訳を開始するまでの時間をいいます。なお、通訳人が待合時刻よりも前に到着した場合は、待合時刻が始期になり、通訳に至らなかった場合は、そのことが判明した時刻が終期になります。

#### ④ 「交通費」

「公共交通機関を利用した場合に算定される金額」を上限とする「実費」に限られます。上限額は、「公共交通機関を利用した場合に算定される金額」ですので、自家用車による移動に要した費用はもとより、タクシー代なども含まれません。また、原則として、特急料金は、特急券の有効区間による行程が片道100km以上の場合に、急行料金は、急行券の有効区間による行程が片道50km以上の場合に上限額に含まれることになります。

### (8) 報告書の提出期限の徒過

#### <質問>

忙しかったため、提出期限を徒過しました。報酬や謄写費用などの費用は支給されますか。

#### <回答>

期限を徒過したことについて、「やむを得ない事由」（交通途絶や契約弁護士自身の緊急入院といった報告書の提出を著しく困難にする客観的事情（不可抗力に準ずる客観的な事情））があったとはいえないため、ゼロ算定を含む最低限の算定（契約約款本則第24条第1項、算定基準第36条第1項）又は基礎報酬や通訳人費用に限った一定額の算定（契約約款本則第24条第7項、8項、算定基準第36条第2項、3項）をするほかありません。

#### <説明>

報告書の提出期間（14営業日以内）の始期については上記のとおりです。国選弁護人選任の効力の終期と一致しない場合もありますので、ご注意ください。

提出期限を徒過すると、上記のと通りの報酬等しか算定することができなくなりますので、くれぐれも報告書の提出期限を遵守するようお願いいたします。

#### ① 報告書の提出期限（報酬等の請求期限）

報告書の提出期限は、前記2(1)のとおり、約款に定められた日から14営業日以内であり、これを経過すると報酬等の請求ができなくなります。

これは、訴訟費用の額を可及的速やかに確定させる必要があることから、報酬等の算定の出発点となる報告書提出（報酬等の請求）に厳格な期限を設けることとしたことによるものです。その上で、遅滞のない請求を担保するため、請求の遅滞に対して一定の失権効を生じさせることとしています。

#### ② 報告書提出期限（請求期限）に遅れた場合の申告

提出期限を経過しても報告書を提出していないことが判明した場合、法テラスから当該契約弁護士及び所属弁護士会に対してその旨を通知します。

この場合、契約弁護士としては、上記通知の日から7営業日以内に、期限内に報告書を提出することができなかった「やむを得ない事由」を明らかにし、当該事由の疎明資料を添付しなければ、報酬等を請求できません（契約約款本則第23条第2項）。

「やむを得ない事由」とは、交通途絶や国選弁護人の緊急入院など報告書の提出を著しく困難にする客観的な事情（不可抗力に準ずる客観的な事情）をいいます。

### ③ 報告書提出期限を徒過した場合の算定額

#### (a) 「やむを得ない事由」がある場合

この場合には、通常どおりの額が算定されます。

#### (b) 「やむを得ない事由」がない場合

この場合、一定の活動（被疑者国選であれば、接見・電話交通・準接見をしたこと、被告人国選は、判決宣告まで弁護活動をしたこと）が証明されれば基礎報酬及び通訳人費用に限って算定されますが、そのような証明がなされない場合には、ゼロ算定を含む最低限の算定をすることになります（被疑者国選であればゼロ算定です。）。

## (9) 報告書の補正

### <質問>

報告書の「遠距離接見等」欄に「有」とのチェックをつけ忘れ、旅費等請求書の提出も失念しました。不服申立手続の中で補正すれば、交通費は算定されますか。

### <回答>

報告書提出期間内に当該項目を請求する旨報告書に記載していない場合、不服申立手続の中で新たな項目の請求をすることはできません。

### <説明>

報告書提出期間が厳格に定められている以上、いったん報告書を提出した後であっても、その期間内であれば、新たな請求をすることができますが、その期間を経過した後については、新たな請求をすることはできません。

他方、上記提出期間は報酬等の請求に対するものであるため、期間内に請求自体は行っていたが疎明資料が漏れていた場合については、不服申立手続の中で疎明資料を追完することができます。

いずれにしても、請求の追完や不服申立手続の中での疎明資料の追完などが行われると、報酬等の額の確定が遅くなり、送金が遅れることにもつながりますのでご注意ください。

## (10) 勾留延長決定に対する準抗告と特別成果加算

### <質問>

勾留期間延長決定に対する準抗告の申立てを行い、勾留期間が短縮されました。算定基準を柔軟に解釈して特別成果加算報酬を算定することはできますか。

### <回答>

算定基準で定められた特別成果加算をすることができる場合に当たらない以上、特別成果加算を算定することはできません。

### <説明>

算定基準では、勾留に関する特別成果加算が認められる場合として、

- ①「勾留決定に対する準抗告」が認容されて、「勾留決定の取消し、勾留請求の却下及び被疑者の釈放」という成果が得られた場合、
- ②「勾留期間延長決定に対する準抗告」が認容されて、「勾留期間延長決定の取消し、勾留期間延長請求の却下及び被疑者の釈放」という成果が得られた場合、
- ③「勾留取消し」が認容されて、「勾留の取消し及び被疑者の釈放」という成果が得られた場合

を挙げています（算定基準・別表G 1・番号1、1-2、2）。

準抗告によって勾留期間が短縮された場合については、特別成果加算の対象となっていない以上、法テラスが独自に報酬を算定することはできません。

勾留期間延長決定に対する準抗告によって期間が短縮された場合、これを弁護活動の成果とみることができるものもあると考えられますが、被疑者が直ちに釈放されるものではないため、類型的に見て①～③の成果と同視することはできません。また、弁護活動の寄与の程度も様々で、これを適切に評価することが困難であると考えられたことから、特別成果加算の対象には含まれていません。

勾留の執行停止がされた場合も、釈放は一時的なもので、類型的に①～③と同視できないほか、裁判所の職権による判断で、弁護活動の寄与の程度を適切に評価することが困難であることから、特別成果加算の対象には含まれていません。

## (11) 謄写記録の送料（訴訟準備費用）

＜質問＞

控訴審の国選弁護人に選任され、原審で選任されていた私選弁護人から謄写記録の引継ぎを受けました。その送料を負担しましたが、訴訟準備費用（謄写記録の送料）は算定されますか。

＜回答＞

法テラスから記録謄写費用の支払を受けた契約弁護士等から記録の引継ぎを受ける場合にはありませんので、訴訟準備費用（謄写記録の送料）を算定することはできません。

＜説明＞

謄写記録の送料は、契約約款本則第 33 条第 1 項に規定する「謄写記録の引継ぎ」を対象とするものです（算定基準第 35 条第 2 項）。

契約約款本則第 33 条第 1 項では、法テラスから記録謄写費用の支払を受けた契約弁護士や一審弁護人から記録の引継ぎを受けた控訴審弁護人などから後任の国選弁護人に対して記録が引き継がれる場合を規定していますので、このような場合に当たらないものについて謄写記録の送料を算定することはできません。

なお、引き継がれた謄写記録は、後任の国選弁護人の訴訟準備に用いられるものですので、訴訟準備費用（謄写記録の送料）も、後任の国選弁護人に支払われます。また、謄写記録の引継ぎを「受ける」のに要したものに限られますので、仮に、前任の国選弁護人に記録を返送したとしても、返送料は訴訟準備費用（謄写記録の送料）には含まれません。

## **(12) 不服申立てを契機とする不利益変更**

＜質問＞

不服申立ての再算定の過程において、不服申立ての対象となっていなかった部分で、当初算定の誤りがあったとして報酬等が減額されました。改めて不服を申し立てることはできますか。

＜回答＞

再算定により不利益に変更された部分に限り、再度の不服申し立てをすることができます。

＜説明＞

不服申立てによる再算定は、約款上、「報酬及び費用を再度算定」することとされており（契約約款本則第 22 条第 4 項）、その範囲は制限されておりません。したがって、再算定は不服申立ての範囲に限定されず、何らかの誤算定が発見されれば、契約弁護士に有利か不利かを問わず、是正するほかありません。

もつとも、誤算定による再算定については、新たな算定となりますので、契約弁護士に不利益な変更を行った場合には、その部分に限り不服申立てができることとしています。

なお、本来、支出されるべきではない金員が国費から支出されたことが判明したにもかかわらず、それを是正することなく放置することを許す旨の明文規定はありません。したがって、仮に算定が確定していたとしても、誤算定があれば当然に不当利得の問題を生じ、国費（税金）で事業が運営されている関係で可及的速やかに財務会計上の是正措置を講じる必要があるということにならざるを得ず、不利益変更禁止の原則の適用はないと整理しております。

以 上